

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		改善又は小型焼却炉の使用の一時停止命令
所 管 部 課 係 名		市民生活部環境課環境保全係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市ダイオキシン類規制条例第9条第2項
処  分  基  準	関 係 条 項	新座市ダイオキシン類規制条例第9条第1項
	基 準  (未設定の場合はその理由)	新座市ダイオキシン類規制条例第9条第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないとき。
	参 考 事 項	
準	設 定 等 年 月 日	平成11年10月1日設定（平成 年 月 日最終変更）